

令和5年第3回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和5年3月23日(水)

午後 2時30分閉会

2 場 所 第1・2委員会室

3 出席者 高田教育長, 浅野教育長職務代理者, 竹下委員, 西川委員, 有田委員,  
平田委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長, 富本参事, 大橋教育指導担当課長,  
堀川文化生涯学習課長, 山口総務学事課教育総務係長  
中川事業調整監, 木原総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

議案第 9号 学校医の委嘱について

議案第10号 学校運営協議会委員の任命について

議案第11号 竹原市学校教育支援アドバイザー設置要綱案

議案第12号 竹原市美術品等取扱要綱案

議案第13号 竹原市立美術館設置及び管理条例施行規則を廃止する規則案

議案第14号 竹原市学芸員設置要綱の一部を改正する告示案

議案第15号 竹原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案

議案第16号 令和5年度学年始休業日の変更について

報告・協議 竹原市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

○高田教育長 ただいまから, 令和5年第3回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。お諮りいたします。議案第12号から議案第14号は関連議案であるため一括で上程することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。  
職務代理者

- 竹下委員           はい。
- 西川委員           はい。
- 有田委員           はい。
- 平田委員           はい。
- 高田教育長        御異議なしと認めます。議案第12号から議案第14号は関連議案であるため一括で上程することに決定しました。教育委員会会議を傍聴したいとの申し出がございましたので、これを許可したいと思います。傍聴にあたっては、竹原市教育委員会傍聴規則を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。なお、第4条第4号の規定により許可なく写真撮影、録音、録画をすることは禁止しておりますので、申し添えます。
- 高田教育長        はじめに、議案第9号「学校医の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。
- 沖本教育次長  
兼 課 長            議案第9号「学校医の委嘱について」でございます。議案書1ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条の規定により、次の3名に学校医を委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。議案書3ページをご覧ください。提案の要旨でございます。一般社団法人竹原地区医師会から学校医変更届が提出されたことに伴い、その推薦を受けた者に学校医を委嘱しようとするものでございます。新たに推薦を受け、委嘱を行う者は、荘野小学校につきましては米田吉宏医師、仁賀小学校につきましては中島英勝医師、賀茂川中学校につきましては桑原将司医師であります。全て大貫達也医師から変更となるものでございます。委嘱年月日につきましては、令和5年4月1日でございます。
- 高田教育長        これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。
- 高田教育長        お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 浅野教育長        はい。

## 職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第10号「学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○富本参事 議案第10号「学校運営協議会委員の任命について」でございます。議案書は7ページからです。本市におきましては、令和3年度から、竹原市内全ての学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを推進してきたところです。令和5年度も引き続き、全ての竹原市立学校に学校運営協議会を設置することに伴い、校長から推薦を受けた者に学校運営協議会委員を任命することについて、承認を求めるものでございます。令和5年度学校運営協議会委員として各学校の校長から推薦された方については、当日配付資料1ページから3ページまで各学校の委員の氏名等を掲載しております。確認させていただきますが、学校運営協議会委員につきましては、各協議会15名以内とし、任期は一年間でございます。委員は、設置校に在籍する児童又は生徒の保護者、設置校の校区内の地域住民、設置校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、設置校の教職員、その他教育委員会が適当と認める者となっており、校長から推薦をいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び竹原市学校運営協議会規則に基づきまして、教育委員会が任命するというものでございます。各学校とも、ほぼ今年度のメンバーを維持されつつ継続して安定した取組ができると考えております。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

- 西川委員 今度新しく選任された学校運営協議会委員は各小中学校義務教育学校のPTA会長さんは入っていらっしゃるのでしょうか。
- 富本参事 基本的には保護者代表として、PTA組織の代表であるPTA会長に入っていておりますが、実際は4月に入りましてPTA総会において承認されるということですので、その時点で名前が入る方もいらっしゃるということです。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 浅野教育長 はい。
- 職務代理者
- 竹下委員 はい。
- 西川委員 はい。
- 有田委員 はい。
- 平田委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第11号「竹原市学校教育支援アドバイザー設置要綱案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。
- 大橋課長 議案第11号「竹原市学校教育支援アドバイザー設置要綱案」でございます。竹原市学校教育支援アドバイザーを設置するにあたり、新たな要綱を制定することについて承認を求めるものでございます。議案書8ページをご覧ください。本要綱は、竹原市立学校等における教育に関する専門的事項の指導助言を行うため、竹原市教育委員会に配置する竹原市学校教育支援アドバイザーの設置に関し、新たな事項を定めるものでございます。第4条にありますように、教育支援アドバイザーは、小学校または中学校の免許状を有するもののうちから教育委員会が任用するものです。職務としましては第7条をご覧ください。(1)～(6)の業務を示しています。

適応指導教室のわかたけ教室や広島県教育委員会が本年度から設置しましたスクールSには入級制度をとっておりますので、オンラインあるいは来校で、そこに通いたいという思いを持った子供たちが手続きをして入級をするということになっております。しかしながら本アドバイザーは、各学校及び中学校区に配置し、学校ごとの困り感に沿った支援ができるようにしております。SCやSSW等と連携しつつ、SSRが設置されていない学校に関しては、相談室等で過ごしている児童生徒への支援はもとより、家庭にしか居場所がない児童生徒には、信頼関係を構築しつつ、ゆくゆくはアウトリーチ型の支援につなげられたらと考えております。また、家庭児童相談員等、関係機関との連携を密に行うことで学校としっかりつなげていきたいと考えております。ここには主に教育相談、指導助言という不登校支援等のことが明記されていますが、冒頭にありますように竹原市学校教育ビジョンを見据えて課題に対処していただくということもありますので、グローバル教育の支援もお願いすることとしております。先日面接選考を行った結果、吉田光範元忠海学園校長が内定しております。根拠法令としましては、11ページにあります、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方公務員法です。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○平田委員           竹原市学校教育支援アドバイザーを、竹原市教育委員会として、継続的に設置して続けていくということなのかということと、吉田元校長は、訪問しない時はどこの部署に所属しているのか教えてください。

○大橋課長           まず1点目ですが、一年毎の契約とはなっておりますが、効果を感じておりますので、継続して配置をしたいと考えております。2点目ですけれども、竹原市教育委員会に配置になりますので、常時竹原市教育委員会に席をおいて、そこにいていただこうと思っております。ただ、業務内容にありますように、各学校や関係機関に出向いたり、ゆくゆくはアウトリーチ、ご家庭に行って支援するというのも考えておりますので、実態としては

臨機応変にいろいろ訪問していただくとは思っております。

○竹下委員           アドバイザーは今のところは1名ですよね。市内全体を1名で足りるのかなと思うんですけども、今後も定員1名の状態で続けられるんでしょうか。

○大橋課長           本当は何名も配置をしたいところですが、1名でやってみようと思いません。ただ、適応指導教室には大成相談員がおりますので、先ほど言いましたように、適応指導教室に来れる子は相談員が対応しております。そのあたりで密に連携を取りながら相談員とアドバイザーとの仕事内容等もこれから整理しながらやっていきたいと思っています。受け皿がたくさんできるように設置したいと思っていますところでは。

○西川委員           11ページの真ん中、地方公務員法第22条の記述の2行目の終わりに規定に関わらず競争試験又は選考と書いてあるんですけども、競争試験または選考どちらかを選択する基準がわかれば教えていただければと思います。

○沖本教育次長  
兼 課 長           職員を採用する時の選択基準というのは設けてないと思います。この度の選考にあたっては、市のホームページ、ハローワークを通じて広く公募いたしまして、それに対して3名の応募がありました。それで、選考として面接を行いまして我々が求める人物像、アドバイザーに最適な人を面接で選考したということでございます。

○西川委員           記載に競争試験とあるので、名数を超えたらペーパーのような試験があるのかと思ったんですが、そこはいかがでしょうか。

○沖本教育次長  
兼 課 長           今回の教育支援アドバイザーについては、会計年度任用職員ということもあって筆記試験はしてないんですけど、通常の職員採用においては競争試験、様々な知識をはかるために筆記試験を行っているかと把握しています。この度については、一定のスキルを持っているかどうかという部分を面接の中でしっかり把握をして選考したということでございます。

○高田教育長           お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり可決することに御異

議ございませんか。

○浅野教育長  
職務代理者

はい。

○竹下委員

はい。

○西川委員

はい。

○有田委員

はい。

○平田委員

はい。

○高田教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第12号「竹原市美術品取扱要綱案」、議案第13号「竹原市立美術館設置及び管理条例施行規則を廃止する規則案」、議案第14号「竹原市学芸員設置要綱の一部を改正する告示案」は、関連議案ですので一括して上程いたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長

議案第12号「竹原市美術品等取扱要綱案」、議案第13号「竹原市立美術館設置及び管理条例施行規則を廃止する規則案」、議案第14号「竹原市学芸員設置要綱の一部を改正する告示案」の3件について竹原市立美術館廃止に伴う関連のもので一括で説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会規則を廃止し、関連する要綱の一部改正及び新たに要綱を制定するものでございます。まず、議案書20ページから22ページ、議案第13号「竹原市立美術館設置及び管理条例施行規則を廃止する規則案」について先に説明をさせていただきます。1月26日の教育委員会会議において、竹原市立美術館設置及び管理条例の廃止について同意をいただき、2月市議会定例会に提案、可決されたところでございます。これを受け、教育委員会規則で定めていた竹原市立美術館設置及び管理条例施行規則を廃止するものでございます。次に、議案書23ページから26ページ、議案第14号「竹原市学芸員設置要綱の一部を改正する告示案」について説明いたし

ます。議案書 26 ページの新旧対照表をご覧ください。改正前の第 1 条、第 2 条、第 4 条のたけはら美術館あるいは美術館の表記を芸術文化振興の表記に」改めております。また学芸員に関しましては芸術文化振興関係だけでなく本市には文化財の関係もありますので、第 1 条について建物・施設の表記としていたものを分野の表記に改め、「竹原市の芸術文化振興及び文化財保護を推進する」に改正し、また第 4 条の職務についても「上司の命を受け、竹原市美術品の収集、保管、展示及び調査研究その他これらの事業について関連する職務」に整理しております。最後に、議案書 12 ページから 19 ページ、議案第 12 号「竹原市美術品等取扱要綱案」について説明いたします。美術館廃止後も竹原市美術品等を適切に管理し、貸出しする場合並びに美術品等の寄託・寄贈を受ける場合に必要な事項を定めるものでございます。これまでは、今回廃止する竹原市立美術館設置及び管理条例施行規則で規定しておりましたので、その部分について新たに要綱を定めるものでございます。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○平田委員

竹原市美術品等取扱要綱案ですが、第 2 条で美術品等の貸出しを受けようとする者とありますが、例えばどういった方なのか教えてください。

○堀川課長

貸出しを受けようとする者という表現にはなっているのですが、現在美術館が休館しておりますので、管理している美術品を他の美術館に貸し出して展示していただく場合を想定しております。

○平田委員

個人ではなくて他の美術館ということですか。

○堀川課長

大部分は美術館や展示機能を持ったところという想定はあるのですが、例えば撮影で使いたいので美術品を借りたいという個人的な申請に対応する場合があります。

○平田委員

以前、教育委員会会議で、美術品を大阪の倉庫で預かってもらおうと聞いたのですが、美術品をいろんなところに預かってもらえたら倉庫の保管代の経費削減になるんじゃないかと思うのですが、その点に関してはどうで



しょうか。

○堀川課長 おっしゃるとおり、適切に保管できる機能をお持ちの美術館さんに預かっていただくというのも一つの方法ですけれども、各美術館はそれぞれコンセプトを持たれているので、何でも扱っていただけるというものではありません。今回思っているのが美術館等で展示をするコンセプトに見合う作品がうちの作品にあれば、お貸しできるかなということを今後考えていかななくてはいけないということですので、積極的にお願いますということころまでは考えにくいと思っています。ただ、そういったことがうまくかなえば経費削減にはなるところはあるかもしれません。

○平田委員 倉庫の保管料がかなり高いなと思ったので、経費削減ができればいいのじゃないかなと個人的に思ったので、述べさせていただきました。

○西川委員 美術館を芸術文化振興に改めるということで、学芸員は今美術館がない中で名数の記載はないんですけど、実際何名かいらっしゃるのでしょうか。

○堀川課長 市の正規職員の学芸員は2名おりますが、これは今回制定する要綱に当てはまるものではなくて、別の形で採用しているものです。今回制定している要綱に関して採用、任用している職員はいません。過去に文化財の関係で嘱託職員での文化財の学芸員はいましたが、現在は美術館の学芸員は任用しておりませんので、対象者はいません。

○西川委員 ちょっと議題とそれるかもしれませんが、その2名の方の実際の仕事内容を教えてください。

○堀川課長 市の正規職員の2名の学芸員は文化生涯学習課文化財保護係におります。学芸員の中でも分野がいろいろあるんですが、埋蔵文化財の専門と古文書関係の専門、それぞれ1名ずつの2名おります。

○高田教育長 学芸員というのは扱う分野が幅広くて、例えば美術関係では、陶芸や絵画、絵画の中でも日本画とかいろいろあります。本市に在職しているように歴史分野もありますし、果樹とか植物が専門の学芸員さんもおられます。本市で言えば、特に本市の教育行政に関係の深いところで文化財関係の学

芸員が採用されています。その文化財関係でも近世が得意とか中世が得意とか、専門分野があります。

○高田教育長       お諮りいたします。議案第12号から議案第14号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長       はい。  
職務代理者

○竹下委員       はい。

○西川委員       はい。

○有田委員       はい。

○平田委員       はい。

○高田教育長       御異議なしと認めます。よって、議案第12号から議案第14号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第15号「竹原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○富本参事       議案第15号「竹原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案」についてでございます。職員の定年年齢を国家公務員に準じて引き上げることに伴い、竹原市立学校職員服務規程の一部を改正するものでございます。地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって、同法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の竹原市立学校職員服務規程へ適用いたします。具体的に言いますと、国家公務員及び地方公務員について、令和5年度以降の定年が65歳へと段階的に引き上げられます。それとともに、高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、定年前再任用短時間勤務制の導入が行われます。本人の希望により、60歳に達した日の後、最初の4月1日以後、定年退職日相当日、つまり、常勤職員の定年退職日である65歳までの間、短時間勤務職員として勤務する

ことができる制度が設けられます。これに伴い、竹原市立学校職員服務規程第2条にあります、これまで運用していましたが「再任用短時間勤務職員」を、新しい制度の下で新設される「定年前再任用短時間勤務職員」へと改めるものでございます。本訓令は、令和5年4月1日から施行します。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長           お諮りいたします。議案第15号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長           はい。

職務代理者

○竹下委員           はい。

○西川委員           はい。

○有田委員           はい。

○平田委員           はい。

○高田教育長           御異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第16号「令和5年度学年始め休業日の変更について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○富本参事           議案第16号「令和5年度学年始めの休業日の変更について」でございます。議案書31ページからをご覧ください。令和5年度は4月1日及び4月2日が週休日であり、令和5年度の始業準備等の時間確保が困難であるため、令和5年度につきましては学年始休業日を変更するものでございます。竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の第17条第2項「教育委員会は、必要と認めるときは、休業日を変更することができる。」の規定により、令和5年度学年始めの休業日を、別紙32ページのとおり変更いたします。具体的には、同規則第17条第1項に定めております、学年始めの休業日、4月1日から4月5日までを、4月1日から4月6日までと変更いたします。この変更は、令和5年度の暦に関係して

おります。来年度は、4月1日が土曜日、2日が日曜日となっており、通常年度の始業日である4月6日まで、わずか3日で新年度の体制による始業準備等を行うこととなります。教職員にとって、非常に無理のある勤務になるとともに、一年間で最も重要な学年始めを中途半端な準備で迎えてしまうことになりかねませんので、令和5年度はこのように変更することとしております。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○西川委員           2点あります。1点目はこうした配慮はこれまでもあったのか、働き方改革の流れでこうした配慮するのかということと、2点目はこうした措置を取るのとは他市町も同様なのかという2点よろしくお願いします。

○富本参事           このような配慮については、これまではいわゆる暦どおりで、この規則どおりの休業日で行っておりましたが、かなり無理のある準備期間で先生方に準備していただいたということです。今回初めて、令和2年度に規則改正しておりますので、教育委員会として変更するというものでございます。他市町の状況につきましては、これは全てではございませんが、ある市におきましては、規則自体を4月1日から始業まである程度日程を取れるように、例えば4月7日とかもう最初からある程度日数を確保できるような形で規則を改正しているところもございます。竹原市につきましては、暦は年度ごとに違いますので、その状況を見ながら学校に負担をかけないようにその都度検討していくこととしております。

○浅野教育長           今の34ページの(7)農繁期その他においてということですけど、今  
職務代理者           農繁期で学校が休業するということはあるんでしょうか。

○富本参事           実際のところ、こういう状況はございません。

○高田教育長           お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり承認することに御異  
議ございませんか。

○浅野教育長           はい。  
職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、報告・協議「竹原市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○富本参事 報告・協議「竹原市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」でございます。議案書36ページ、37ページに方針を掲載しております。竹原市におきましては、令和3年度に「竹原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、令和4年度には「学校における働き方改革取組方針」を策定し、竹原市立学校における働き方改革を推進してまいりました。このたび、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」（令和2年1月17日文部科学大臣）及び「規則」第3条に基づき、竹原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保を図るために必要な事項として、方針を策定いたしました。これまで、「竹原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「学校における働き方改革取組方針」を取組の中心に据えて推進してまいりましたが、県の教育委員会より、休憩時間の確実な取得、持ち帰り業務の縮減、長時間勤務に関する相談窓口の設置等について、具体的に明記されたものを策定するようとの指摘があり、この度、「竹原市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定したものでございます。学校の先生方が心身ともに健康で、高い意欲と専門性をもって教育活動に専念できるよう、引き続き、学校における働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員

これが出る経緯として、先生方の残業時間の長さとか持ち帰り勤務の時間とか在校時間中の多忙さ、なかなかわかりにくいと思うんですけども、その辺りを把握されて、今の状況からするとまだまだ働き方改革は進んでないという中からこうした方針が出ているという理解でよろしいでしょうか。

○富本参事

学校におけるいわゆる時間外勤務の状況、また持ち帰り業務の状況でございますが、竹原市におきましては、毎日教職員自らが記録をしております。それをもって教育委員会に報告があり、その数値を基に実態を把握しているところでございます。竹原市におきましては、今手元にある一番古い資料によりますと平成29年度一人当たりの時間外勤務の平均は一日あたり2時間16分という記録が残っております。そこから年々縮減してきました、令和4年度におきましては、これはまだ年度末を迎えていないんですが、1月末の時点で1時間41分となっております。これはかなり働き方改革を竹原市が推進している結果だと考えておりますが、もちろん時間外勤務というのはないということが目指すべきところでありますので、引き続き取り組みを進めてまいりたいと思っております。また持ち帰り業務につきましては令和3年度、令和4年度の2年にかけてある1週間をピンポイントで全教職員のデータを集めました。小学校につきましては令和3年度は週当たり7日間で4.8時間の持ち帰り業務、中学校は5時間。そして今年度、小学校4.95時間、中学校5.64時間となっております。昨年度より若干増えているんですが、1週間で5時間程度の持ち帰り業務をされているということでございます。これはまた時期的なものがございまして、これより多くなる時期、これより少なくなる時期はありますが、概ね当初予想していたよりは持ち帰り業務は少ないかなと考えております。日頃の時間外勤務の時間とこの持ち帰り業務の両側面から縮減していく取組を更に進めていこうと考えております。竹原市では取組を進めている状況ではあります、さらに休憩時間、持ち帰り業務の削減、

そして相談窓口を設置するという事でこの方針を策定したという経緯がございます。

○西川委員 今お示しいただいた数字が多いのか少ないのか指標になる基準値のよ  
うなものは出ているんですか。

○富本参事 一般的に基準となるのは0時間だと思います。竹原市としましては、過  
去のデータから先生方の業務に対する意識の変革、あるいは管理職また竹  
原市教育委員会による業務改善の結果でどれだけ縮減されているかとい  
うことでありますので、一応データが残っています平成29年の2時間1  
6分からどのように進めてこられたかというところを一つの目安にして  
いるところでございます。

○西川委員 文科省の方で統計をとって平均のようなものがあって、それが竹原市で  
出した数字と比較して全国的に多い少ないという比較はしづらいという  
理解でよろしいでしょうか。

○富本参事 全国的なデータあるいは広島県内の状況をお聞きする中で、竹原市は時  
間外勤務がかなり縮減されているという結果があります。ただ、これは基  
準ではないですが、一応方針として上限月45時間を定めておりますので、  
その45時間以内、45時間まで働いていいというものではなくて、45  
時間が一つの目安として教育委員会はみています。

○有田委員 36ページの(エ)休憩時間についてなんですけれども、今日もたまた  
ま銀行に行ったんですけど、それがお昼休憩の時間で入れなかったって  
いうことがありました。休憩時間というのは1日の内でどこかの時間で休憩  
を取りなさいということなのか、それともきっちりとここからここまでの  
時間に休憩を取るということでしょうか。でも、子供が来た時には対応し  
なくちゃいけないというところで、休憩時間の定義をどのように考えられ  
ているのでしょうか。それは例えば学校の判断にお任せするのか、きっち  
りと決まったものになっているのか、教えてください。

○富本参事 教職員の1日の勤務時間は7時間45分となっております。6時間を超

えておりますので、1日45分間の休憩は割り振らないといけないことになっております。その割り振る時間については各学校の校長が勤務の割り振りをしますので、1日の勤務の内45分が、実際45分まとめて取るのは難しい状況がありますので、午前午後、あるいは午後午後に分けて合計で45分取得できるように割り振り設定しております。休憩時間には基本的には勤務を命じることはしないと教育委員会からも厳しく指導しておりますが、委員さんおっしゃるように、実際休憩時間に子供たちの休憩時間と重なる部分もありますので、ケガをしたとかちょっと相談にのってほしいということがあれば、休憩時間ではあるんですが、その辺は先生方は子供たちの対応をしているということになりますので、全く子供から手を放して休憩している実態がありますとは言えません。しかしながら、学校として、校長として、休憩時間を取るように45分割り振りはしておりますので、そこは先生方は自由にしてくださいということにしております。

○浅野教育長  
職務代理者

時間外勤務の件なんですけど、平成29年の2時間16分、令和になって1時間42分、約30分少なくなっているんですけど、これは例えば研修とか引率とかクラブ活動とかそういうところが少なくなったと理解していいんですか。というのが、いわゆる学校の中での勉強、教育はほとんど変わっていないので、その辺りなんでしょうか。

○富本参事

平成29年度の2時間16分から、令和元年度の3月には一斉休校がありました。令和2年度には年度初めにまた一斉休校がありました。そういった辺りで一時的に時間外勤務が縮減されました。その後、実際にまた時間外勤務時間が延びるかなという思いはあったんですが、大体そのまま推移している、あるいは減少しているような状況がございます。一つ考えられるのは先生方の働き方に対する意識の変革かなと思っております。実際、業務内容が著しく減少したとは考えられません。部活動についても通常通り活動しておりますし、会議・研修等も必要であればやっておりますので、やはり一番は自分たちの生活というところも考えつつ、学校での勤務・業



務というものを少しそれぞれの先生方考えていただいたのかなと考えております。

○平田委員           先ほど45分が休憩時間と言われたんですけど、先生方が給食を食べる時間は休憩時間になるんですか。

○富本参事           給食は教育内容である給食指導でございますので、もちろん休憩時間ではございません。給食時間が終わって、いわゆる子供たちが昼休憩と言われる時間、そこで、全ての学校ではないんですが、25分間休憩を設定しておいて、そして放課後子供たちが下校した後に20分間休憩を割り振って、合計45分とするような工夫をしている学校もありますので、給食時間は休憩時間とはならないということです。

○平田委員           45分の休憩は定められていますが、有田委員も休憩について質問されましたが、休憩時間と言っても、休憩室があればそこに行って休憩したという感じがするんですが、職員室でお茶を飲んで休憩を取ったという気持ちになるのかなと個人的に感じております。

○富本参事           学校において休憩室の設置というのは、教室あるいは部屋の数に限りがありますので、なかなか難しい面もあります。それぞれ先生方は教室あるいは職員室で休憩時間を過ごしています。もちろん時間は自由に使えるので、コーヒーを飲んだり先生方とお話をしたり休憩時間は自由に使っています。あるいは休憩時間ですので、職場を離れることも実際には可能なんですけど、その辺りは先生方は子供たちを置いてというところがありますので、我々が考える休憩時間とはちょっと違う感じに捉えておられるかなという感じはします。

○竹下委員           授業と授業の間の子供たちの休憩時間は、先生は授業が終わっても次の授業の準備をその休憩時間でされていますよね。なかなかコーヒー飲む間も、それどころかトイレとかもちゃんと行けているのかなと心配することがあるんですけど、そういった授業と授業の間の休憩時間というのは先生方はほぼ休憩はできていないとみていいのでしょうか。

- 富本参事 授業と授業の間のいわゆる休憩時間というものは、子供たちの生活リズムの中の休憩時間という設定でありまして、教職員にとっては休憩時間ではありません。一連の業務、勤務の中で5分なり15分の大休憩は授業の準備をしたり子供たちの指導にあたっています。先ほど言いました、例えば昼の25分、放課後の20分というのが正規の休憩時間ですので、そこはもちろん自由に休んでいただいてもいいんですが、その他の時間は勤務中ということになっております。
- 浅野教育長 職務代理者 例えば、昔私たちが子供の時に、昼休憩に先生が三角ベースなんかよく一緒にやってくださったことがあるんですけども、そういうふうに自主的にやってくださる場合は、休憩と考えてよろしいのかそれとも業務と考えるのでしょうか。
- 富本参事 基本的に休憩時間に子供と遊ぶことについては、校長が勤務を命ずるものではないので、先生方が自主的に子供たちの関係作りとかあるいは子供同士の関係をしっかり見ていくという時間で、自主的にされていると考えております。
- 浅野教育長 職務代理者 そうですね。勤務として命じられた場合ではないので、自らやるものは関係ないですね。
- 高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和5年第3回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和5年3月23日 午後2時30分閉会